

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 14 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																														
1	<p>（中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知）</p> <p>第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付すべき法人が、所定の期間内にその申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、<u>法人事業税</u>の中間申告に係るみなす申告通知書（様式第68号）により当該法人に通知しなければならない。</p> <p>（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 項</th> <th>書類の様式</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項</td> <td><u>法人事業税</u>の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項</td> <td><u>法人事業税</u>の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 項	書類の様式	様式番号	1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	<u>法人事業税</u> の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書	[略]	[略]			3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項	<u>法人事業税</u> の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書	[略]	[略]			<p>（中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知）</p> <p>第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付すべき法人が、所定の期間内にその申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、<u>法人事業税</u>の<u>地方法人特別税</u>の中間申告に係るみなす申告通知書（様式第68号）により当該法人に通知しなければならない。</p> <p>（法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式）</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 項</th> <th>書類の様式</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項</td> <td><u>法人事業税</u>の <u>地方法人特別税</u>の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項</td> <td><u>法人事業税</u>の <u>地方法人特別税</u>の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 項	書類の様式	様式番号	1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	<u>法人事業税</u> の <u>地方法人特別税</u> の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書	[略]	[略]			3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項	<u>法人事業税</u> の <u>地方法人特別税</u> の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書	[略]	[略]		
条 項	書類の様式	様式番号																														
1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	<u>法人事業税</u> の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書	[略]																														
[略]																																
3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項	<u>法人事業税</u> の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書	[略]																														
[略]																																
条 項	書類の様式	様式番号																														
1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	<u>法人事業税</u> の <u>地方法人特別税</u> の 更正、決定 加算金決定通知 (納税の通知) 書	[略]																														
[略]																																
3 政令第24条の3 第3項、政令第24 条の4第3項若し くは第5項、政令 第24条の4の2又 は政令第24条の4 の3第1項若しく は第2項	<u>法人事業税</u> の <u>地方法人特別税</u> の 申告納付期限の延長 承認（不承認） 取 消 変 更 通知書	[略]																														
[略]																																
備考	改正部分は、下線の部分である。																															







[略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

法人 県民税 事業税 の中間申告に係るみなす申告通知書

[略]

[略]			[略]
資本割額	前事業年度の資本割額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき資本割額 ⑤
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
付加価値割額	前事業年度の付加価値割額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき付加価値割額 ⑥
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
[略]			[略]
納付すべき事業税額④+⑤+⑥+⑦ ⑧			円
納付税額合計③+⑧			円
[略]			

[略]

[略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

法人 県民税 事業税 の中間申告に係るみなす申告通知書  
地方法人特別税

[略]

[略]			[略]
付加価値割額	前事業年度の付加価値割額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき付加価値割額 ⑤
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
資本割額	前事業年度の資本割額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき資本割額 ⑥
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
[略]			[略]
納付すべき事業税額④+⑤+⑥+⑦ ⑧			円
<b>地方法人特別税</b>			
中間申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで	前事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで
所得割に係る地方 法人特別 税額	前事業年度の所得割に係る地方 法人特別税額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき所得割に係る 地方法人特別 税額 ⑨
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
収入割に係る地方 法人特別 税額	前事業年度の収入割に係る地方 法人特別税額	月数換算率 (前事業年度の月数)	納付すべき収入割に係る 地方法人特別 税額 ⑩
	円	$\times \frac{6}{\quad}$	円
納付すべき地方法人特別税額⑨+⑩ ⑪			円
納付税額合計③+⑧+⑪			円
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 69 号中

「法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書」を「法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書」に、  
 「地方法人特別税の更正、決定通知（納税の通知）書」を「地方法人特別税の更正、決定通知（納税の通知）書」に、

加算金額	区分	対 象 不 足 税 額	率 (%)	加 算 対 象 不 足 税 額	率 (%)	金 額
		円		円		円
	過少申告加算金 ㉘					
	不申告加算金 ㉙					
	重加算金 ㉚			/	/	
指定納期限	年 月 日		今回納付すべき金額 ⑦-⑧+㉘+㉙+㉚			円 

を

地方法人特別税	本	所得割に係る 地方法人特別 税額	課税標準 (基準法人所得割 額) ㉛	/		/	
		㉛の税額 ㉜					
	分	収入割に係る 地方法人特別 税額	課税標準 (基準法人収入割 額) ㉝	/		/	
		㉝の税額 ㉞					
		合計地方法人特別税額 ㉜+㉞	㉟	/		/	
加算金額	区分	対 象 不 足 税 額	率 (%)	加 算 対 象 不 足 税 額	率 (%)	金 額	
		円		円		円	
	過少申告加算金 ㉟						
	不申告加算金 ㊱						
	重加算金 ㊲			/	/		
指定納期限	年 月 日		今回納付すべき金額 ⑦-⑧+㉟+㊱+㊲+㉜+㉞			円 	

に

改める。

	改正前	改正後
1	様式第75号の4（第40条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                         承認（不承認）  <u>法人事業税</u>の申告納付期限の延長取                          変 消 通知                          書 更                          [略]                     </div> [略]	様式第75号の4（第40条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                         承認（不承認）  <u>法人事業税</u>  <u>地方法人特別税</u>の申告納付期限の延長取                          変 消                          通知書 更                          [略]                     </div> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

「 法人事業税（清算分） 更正、決定通知（納税の通知）書 を  
 加算金決定 」

「 法 人 事 業 税（清算分） 更正、決定通知（納税の通知）書 に、  
 地方法人特別税 加算金決定 」

区 分		課税標準	税率	税額	加 算 金 の 計 算 内 訳	
法人税の課税標準となるべき 清算所得金額 (ア)		円	%	円	過 少 申 告 加 算 金	修正申告による増加基本税額 (ソ) 円
付加価値額 (イ)						更正増差税額 (タ)
資本金等の金額 (ウ)						加算対象不足税額 (チ)
収入金額 (エ)						(ソ)又は(タ)× $\frac{\quad}{100}$ +(チ)× $\frac{\quad}{100}$ (ツ)
事業税額計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) (オ)					不 申 告 加 算 金	期限後申告（修正申告）年月日 年 月 日
(ア) の う ち 既 に 確 定 し た 所 得 金 額	年 月 日から 年 月 日までの 所得に対する申告分					更正、決定通知年月日 年 月 日
						申告又は修正申告基本税額 (テ) 円
	年 月 日分配に 対する申告分					更正、決定増差税額 (ト)
	計 (カ)					加算対象不足税額 (ナ)
					(テ)又は(ト)× $\frac{\quad}{100}$ +(ナ)× $\frac{\quad}{100}$ (ニ)	
(イ)のうち既に確定した付加 価値割額 (キ)					法第 72 条の 46 第 4 項による加算金の減 額 $\frac{\quad}{100}$	
(ウ)のうち既に確定した資本 金等の金額 (ク)					差引決定額 (ヌ)	
(エ)のうち既に確定した収入 金額 (ケ)					重 加 算 金	申告又は修正申告基本税額 (ネ)
差引所得割額 (ア)-(カ) (コ)						更正、決定増差税額 (ノ)
差引付加価値額 (イ)-(キ) (サ)						(ネ)又は(ノ)× $\frac{\quad}{100}$ (ハ)
差引資本等の金額 (ウ)-(ク) (シ)					合 計 納 付 金 額 (セ)+(ツ)+(ヌ)+(ハ)	
差引収入金額 (エ)-(ケ) (ス)						
差引事業税額計(コ)+(サ)+ (シ)+(ス) (セ)						

を

「

税目	区分	課税標準	税率	税額	加算金の計算内訳		
法人 事業 税	法人税の課税標準となるべき 清算所得金額 (ア)	円	%	円	修正申告による増加基本税額 (ニ)	円	
	付加価値額 (イ)				更正増差税額 (ヌ)		
	資本金等の額 (ウ)				加算対象不足税額 (ネ)		
	収入金額 (エ)				(ニ)又は(ヌ) $\times\frac{100}{100}+(ネ)\times\frac{100}{100}$ (ノ)		
	事業税額計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) (オ)				期限後申告(修正申告)年月日	年 月 日	
	(ア)のうち既に確定した所得金額	年 月 日から 年 月 日までの 所得に対する申告分				更正、決定通知年月日	年 月 日
		申告又は修正申告基本税額 (ハ)				円	
		更正、決定増差税額 (ヒ)					
		加算対象不足税額 (フ)					
	計 (カ)				(ハ)又は(ヒ) $\times\frac{100}{100}+(フ)\times\frac{100}{100}$ (ヘ)		
	(イ)のうち既に確定した付加 価値金額 (キ)				法第 72 条の 46 第 4 項による加算金額 $\frac{\quad}{100}$ (ホ)		
	(ウ)のうち既に確定した資本 金等の額 (ク)				(ヘ)又は(ホ) (マ)		
	(エ)のうち既に確定した収入 金額 (ケ)				申告又は修正申告基本税額 (ミ)		
	差引所得金額 (ア)-(カ) (コ)				更正、決定増差税額 (ム)		
	差引付加価値額 (イ)-(キ) (サ)				(ミ)又は(ム) $\times\frac{100}{100}$ (メ)		
	差引資本金等の額 (ウ)-(ク) (シ)				合計納付金額 (セ)+(ナ)+(ノ)+(マ)+(メ)		
	差引収入金額 (エ)-(ケ) (ス)						
	差引事業税額計(コ)+(サ)+(シ)+(ス) (セ)						
所得割に係る地方法人特別税 額 (ソ)							
収入割に係る地方法人特別税 額 (タ)							

に

地方 法人 特別 税	(ツ)のうち既に確定した所得に係る地方法人特別税額			
	年月日から 年月日までの 所得に対する申告分 について課される所 得割に係る地方法人 特別税額			
	年月日分配に 対する申告分につい て課される所得割に 係る地方法人特別税 額			
	計 (チ)			
(タ)のうち既に確定した収入割に係る地方法人特別税額 (ツ)				
差引所得割に係る地方法人特別税額(ソ)-(チ) (テ)				
差引収入割に係る地方法人特別税額(タ)-(ツ) (ト)				
差引地方法人特別税額(テ)+(ト) (ナ)				

」

改め、「(A4)」を削る。

	改正前	改正後																		
1	<p>様式第126号の3 (第68条、第73条の5関係)</p> <p>[略]</p> <p>3 自動車検査証に関する事項 (自動車検査証を見て記載してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>取 得</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]			[略]	取 得	[略]		年月日		<p>様式第126号の3 (第68条、第73条の5関係)</p> <p>[略]</p> <p>3 自動車検査証に関する事項 (自動車検査証を見て記載してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>登 録</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]			[略]	登 録	[略]		年月日	
[略]																				
[略]	取 得	[略]																		
	年月日																			
[略]																				
[略]	登 録	[略]																		
	年月日																			
2	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員 (臨時的に任用された職員、非常勤職員、地方公務員法 (昭和26年法律第261号) 第28条の4 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年岩手県条例第56号) 第2条若しくは第3条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員 (臨時的に任用された職員及び非常勤職員 (地方公務員法 (昭和26年法律第261号) 第28条の5 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年岩手県条例第56号) 第4条の規定に基づき採用された職員を除く。) を除く。以下この条及び次条において同じ。) は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>																		

(徴税吏員に対する職務の指定)

第4条の3 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員は、法の規定により国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定を準用する場合における同法第1条第1項の収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。

(自動車税の課税免除申請に係る書類等)

第64条の4 条例第103条の4第2項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、条例第103条の4第2項の規定による申請書を受理したときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に自動車税免除申請済印(様式第122号)を押印しなければならない。

(自動車税の課税免除の承認等の通知)

第65条 [略]

2 [略]

3 局長は、条例第103条の4第2項、条例第103条の5第2項又は条例第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車税課税免除

承認(不承認)通知書(様式第122号の4)により、証紙徴取 消

(徴税吏員に対する職務の指定)

第4条の3 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員(任期を定めて採用された職員を除く。)は、法の規定により国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定を準用する場合における同法第1条第1項の収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。

(自動車税の課税免除申請に係る書類等)

第64条の4 条例第103条の4第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、条例第103条の4第3項の規定による申請書を受理したときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に自動車税免除申請済印(様式第122号)を押印しなければならない。

(自動車税の課税免除に係る金額)

第64条の5 条例第103条の4第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、45,000円に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

(1) 法第150条第1項の規定により課する自動車税(第3号に掲げるものを除く。) 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数

(2) 法第150条第2項の規定により課する自動車税(次号に掲げるものを除く。) 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数

(3) 法第150条第1項及び第2項の規定により課する自動車税 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

(自動車税の課税免除の承認等の通知)

第65条 [略]

2 [略]

3 局長は、条例第103条の4第3項、条例第103条の5第2項又は条例第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車税課税免除

承認(不承認)通知書(様式第122号の4)により、証紙徴取 消

取の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を

自動車税 課税免除承認(不承認)通知書(様式第138号)  
自動車取得税 取 消

の10)により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税課税免除承認申請書等の様式)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
4 条例第103条の4第2項	[略]	
[略]		

様式第5号エ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)		

[略]

様式第5号オ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)		

[略]

様式第5号カ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書とな		

取の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を

自動車税 課税免除承認(不承認)通知書(様式第138号の)  
自動車取得税 取 消

10)により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税課税免除承認申請書等の様式)

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
[略]		
4 条例第103条の4第3項	[略]	
[略]		

様式第5号エ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、大切に保管してください。)		

[略]

様式第5号オ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、大切に保管してください。)		

[略]

様式第5号カ(第7条関係)

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
	[略]	
(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書とな		

ります。)

[略]

様式第8号イ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

[略]

様式第8号オ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

[略]

様式第8号キ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

[略]

様式第8号ク (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	

りますので、大切に保管してください。)

[略]

様式第8号イ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、大切に保管してください。)

[略]

様式第8号オ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、大切に保管してください。)

[略]

様式第8号キ (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	
	[略]	[略]
[略]		

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、大切に保管してください。)

[略]

様式第8号ク (第10条、第11条関係)

[略]

[略]	[略]	[略]
	[略]	

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>[略]</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">[略]</div> <p>(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)</p> </div> <p>[略]</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>[略]</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">[略]</div> <p>(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となりますので、<u>大切に保管してください。</u>)</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第5号エから様式第5号カまで、様式第8号イ、様式第8号オ、様式第8号キ及び様式第8号クの規定は、表2の項の改正部分の施行の日以後に交付する納付書等について適用し、同日前に交付した納付書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則様式第126号の3の規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。